

# 報 告 第 1 ・ 2 号 参 考 資 料

令和4年6月2日

令和3年度一般会計繰越明許費・事故繰越し繰越計算書について

---

## 資 料

---

令和3年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書概要説明

【報告第1号】……1～16

- [住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業]（福祉課）
- [放課後子どもプラン事業]（子育て支援課）
- [子ども・子育て支援新制度運営事業]（子育て支援課）
- [子育て世帯臨時特別給付金給付事業]（子育て支援課）
- [保健衛生総務運営事業]（スポーツ健康課）
- [新型コロナウイルスワクチン接種事業（その2）]（スポーツ健康課）
- [学校運営事業（小学校費）]（学校教育課）
- [学校運営事業（中学校費）]（学校教育課）

令和3年度大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書概要説明

【報告第2号】……17～21

- [公共建築事務事業]（総務課）
- [橋りょう長寿命化修繕事業]（建設課）
- [明治記念大磯邸園整備事業]（都市計画課）

## 令和3年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

## 1. 事業名

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

## 2. 予算科目

- (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 社会福祉総務費
- (節) 1 報酬 (細節) 50 会計年度任用職員報酬
- (節) 3 職員手当等 (細節) 6 時間外勤務手当
- (節) 3 職員手当等 (細節) 50 会計年度任用職員期末手当
- (節) 8 旅費 (細節) 2 普通旅費
- (節) 8 旅費 (細節) 50 会計年度任用職員費用弁償
- (節) 10 需用費 (細節) 1 消耗品費
- (節) 10 需用費 (細節) 4 印刷製本費
- (節) 11 役務費 (細節) 1 通信運搬費
- (節) 11 役務費 (細節) 3 広告料
- (節) 11 役務費 (細節) 4 手数料
- (節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 11 共同システム負担金
- (節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 40 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

## 3. 事業概要

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業を実施するため、会計年度任用職員の採用、システム改修、通知文書のアウトソーシング等の現金給付体制の整備等を行う。

## 4. 所管課

福祉課

## 5. 事業経過・繰越理由

本事業の実施については、国の指示により、令和4年9月30日までにを行うものとされており、本町では、令和4年2月から対象者に通知文書を送付する予定であった。そのため、令和4年1月19日に専決処分により事業費を予算化したが、年度内に事業が完了しないことから、令和4年3月議会補正予算にて、令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の承認（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和4年12月28日

令和3年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

放課後子どもプラン事業

2. 予算科目

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 1 児童福祉総務費

(節) 3 職員手当等 (細節) 6 時間外勤務手当

(節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 41 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金

3. 事業概要

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる。

4. 所管課

子育て支援課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、国の指示により、令和4年2月から9月まで実施することとされており、令和4年3月議会補正予算にて事業費を予算化したが、年度内に事業が完了しないことから、令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決(別紙議案写)を得たものである。

・完了(予定)日:令和4年11月30日

令和3年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

子ども・子育て支援新制度運営事業

2. 予算科目

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 1 児童福祉総務費

(節) 3 職員手当等 (細節) 6 時間外勤務手当

(節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 49 保育士・幼稚園教諭等処遇改善  
臨時特例事業補助金

3. 事業概要

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる。

4. 所管課

子育て支援課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、国の指示により、令和4年2月から9月まで実施することとされており、令和4年3月議会補正予算にて事業費を予算化したが、年度内に事業が完了しないことから、令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和4年11月30日

令和3年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

子育て世帯臨時特別給付金給付事業

2. 予算科目

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 1 児童福祉総務費  
(節) 11 役務費 (細節) 1 通信運搬費  
(節) 11 役務費 (細節) 4 手数料  
(節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 40 臨時特別給付金

3. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯について、児童を養育している者が年収 960 万円未満である世帯の0歳から高校3年生までの児童を対象に、1人につき10万円を支給する。

4. 所管課

子育て支援課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、令和3年11月19日に閣議決定された国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、令和3年12月議会補正予算及び令和3年12月17日に専決処分により事業費を予算化したが、年度内に事業が完了しないことから、令和4年3月議会補正予算にて、令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和4年7月31日

令和3年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

保健衛生総務運営事業

2. 予算科目

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 (目) 1 保健衛生総務費  
(節) 12 委託料 (細節) 1 事業委託料

3. 事業概要

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び政省令や国・県の示す基本指針、令和2年度に実施した「健康づくりに関する町民意識調査」の結果、並びにこれまでの大磯町の健康づくり・食育・スポーツ推進施策などを踏まえ、令和4年度からの5か年計画となる「（仮称）第2期けんこうプラン大磯」を策定する。

- ・契約工期（当初）：令和3年6月4日～令和4年3月11日
- ・契約業者：株式会社名豊

4. 所管課

スポーツ健康課

5. 事業経過・繰越理由

「（仮称）第2期けんこうプラン大磯」の策定にあたり、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮した計画とする必要がある。そのため、再度内容を精査し、改めて検討する必要があるため繰り越すものである。なお、本事業は、令和4年3月議会補正予算において繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

- ・変更契約工期（最終）：令和3年6月4日～令和5年3月10日
- ・完了（予定）日：令和5年3月10日

## 令和3年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

## 1. 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種事業（その2）

## 2. 予算科目

(款) 4	衛生費	(項) 1	保健衛生費	(目) 2	予防費
(節) 1	報酬	(細節) 50	会計年度任用職員報酬		
(節) 3	職員手当等	(細節) 6	時間外勤務手当		
(節) 3	職員手当等	(細節) 16	管理職員特別勤務手当		
(節) 3	職員手当等	(細節) 50	会計年度任用職員期末手当		
(節) 4	共済費	(細節) 50	会計年度任用職員社会保険料		
(節) 7	報償費	(細節) 1	講師等謝金		
(節) 8	旅費	(細節) 50	会計年度任用職員費用弁償		
(節) 10	需用費	(細節) 1	消耗品費		
(節) 10	需用費	(細節) 3	食糧費		
(節) 10	需用費	(細節) 4	印刷製本費		
(節) 11	役務費	(細節) 1	通信運搬費		
(節) 11	役務費	(細節) 3	広告料		
(節) 11	役務費	(細節) 4	手数料		
(節) 11	役務費	(細節) 10	傷害保険料		
(節) 12	委託料	(細節) 30	予防接種委託料		
(節) 12	委託料	(細節) 31	医師派遣委託料		
(節) 12	委託料	(細節) 32	看護師派遣委託料		
(節) 12	委託料	(細節) 33	ワクチン接種業務委託料		
(節) 12	委託料	(細節) 34	薬剤師派遣委託料		
(節) 18	負担金、補助及び交付金	(細節) 11	共同システム負担金		

## 3. 事業概要

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業を実施するため、会計年度任用職員の採用や電話相談、接種予約を行うコールセンターの設置、接種券の印刷等の接種体制の整備等を行う。

## 4. 所管課

スポーツ健康課

## 5. 事業経過・繰越理由

本事業の実施については、国の指示により、3回目接種を令和4年9月30日までに  
行うものとされており、本町では、令和4年1月から住民接種を開始する予定であった。  
そのため、令和3年12月議会補正予算において事業費を予算化し、年度内に事業が完  
了しないことから、併せて令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるよ  
うに、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

- ・完了（予定）日：令和4年9月30日

令和3年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

学校運営事業

2. 予算科目

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 1 学校管理費

(節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 41 学校保健特別対策事業費補助金

3. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各学校が講じる感染症対策等への取組みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に必要な経費を執行できるようにするため、大磯町学校保健特別対策事業費補助金を交付する。

4. 所管課

学校教育課

5. 事業経過・繰越理由

本事業の実施については、令和4年1月21日に国より指示があり、本町では、令和4年3月議会補正予算にて事業費を予算化したが、年度内に事業が完了しないことから、令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和5年3月31日

令和3年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

学校運営事業

2. 予算科目

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 1 学校管理費

(節) 18 負担金、補助及び交付金 (細節) 42 学校保健特別対策事業費補助金

3. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各学校が講じる感染症対策等への取組みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に必要な経費を執行できるようにするため、大磯町学校保健特別対策事業費補助金を交付する。

4. 所管課

学校教育課

5. 事業経過・繰越理由

本事業の実施については、令和4年1月21日に国より指示があり、本町では、令和4年3月議会補正予算にて事業費を予算化したが、年度内に事業が完了しないことから、令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和5年3月31日



【繰越明許費 議案写】  
議案第2号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和3年度大磯町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

(別紙)

## 令和3年度大磯町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度大磯町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,846,218千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	406,276



【繰越明許費 議案写】

議案第 11 号

## 令和 3 年度大磯町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度大磯町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 255,751 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,101,969 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 2 月 14 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	放課後子どもプラン事業	2,212
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援新制度運営事業	9,019
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	1,505
4 衛生費	1 保健衛生費	保健衛生総務運営事業	1,980
10 教育費	2 小学校費	学校運営事業	3,600
10 教育費	3 中学校費	学校運営事業	3,600

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
令和4年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕	令和3年度～令和4年度	令和4年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕にかかる金額



【繰越明許費 議案写】

議案第 77 号

## 令和 3 年度大磯町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度大磯町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 513, 179 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11, 962, 692 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 11 月 30 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業(その2)	210,479

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
ポートハウスてるがさき管理運営事業(ポートハウスてるがさき指定管理委託料)	令和3年度から令和8年度	71,500

## 令和3年度 大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書 概要説明

## 1. 事業名

公共建築事務事業

## 2. 予算科目

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費  
(節) 12 委託料 (細節) 1 事業委託料

## 3. 事業概要

本町は、所管する公共建築物とインフラ施設を対象に、持続可能で適正な施設規模を目指すとともに、予防保全による財政負担の平準化を図るため、平成29年3月に「大磯町公共施設等総合管理計画」を策定している。その後、令和3年1月に国から個別施設計画に記載した対策の内容を反映させた総合管理計画の見直しを行うよう通知があり、本町においても計画の改訂を行うものである。

- ・契約工期（当初）：令和3年10月1日～令和4年3月22日
- ・契約業者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ 神奈川事務所

## 4. 所管課

総務課

## 5. 事業経過・繰越理由

本町では、令和3年度に総合管理計画及び第1期個別施設計画の見直しを行ったが、両計画の改訂作業に日数を要し、年度内の業務完了ができなかったため、令和4年度に当該予算を繰り越して使用できるように、繰越しの手続きを行ったものである。

- ・変更契約工期：令和3年10月1日～令和4年3月31日
- ・変更契約工期（最終）：令和3年10月1日～令和4年7月29日
- ・完了（予定）日：令和4年7月29日

令和3年度 大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書 概要説明

1. 事業名

橋りょう長寿命化修繕事業

2. 予算科目

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費 (目) 2 道路維持費  
(節) 12 委託料 (細節) 16 設計監理委託料  
(節) 14 工事請負費 (細節) 1 工事請負費

3. 事業概要

橋りょう点検結果に基づき、橋桁のひび割れ補修工、塗装工等を行い、適正な維持保全のための橋りょう修繕工事を行う。

(現場技術監理)

- ・契約工期（当初）：令和3年8月13日～令和4年3月31日
- ・契約業者：公益財団法人神奈川県都市整備技術センター

(工事)

- ・契約工期（当初）：令和3年8月17日～令和4年3月16日
- ・契約業者：株式会社勝工務店 大磯営業所

4. 所管課

建設課

5. 事業経過・繰越理由

橋りょう長寿命化修繕工事（西奥沢橋）の仮設工（足場設置）が中日本高速道路株式会社との車線通行規制等の協議に日数を要し、年度内での工事完了ができなかった。そのため、令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越しの手続きを行ったものである。

(現場技術監理)

- ・変更契約工期（最終）：令和3年8月13日～令和4年6月30日
- ・完了（予定）日：令和4年6月30日

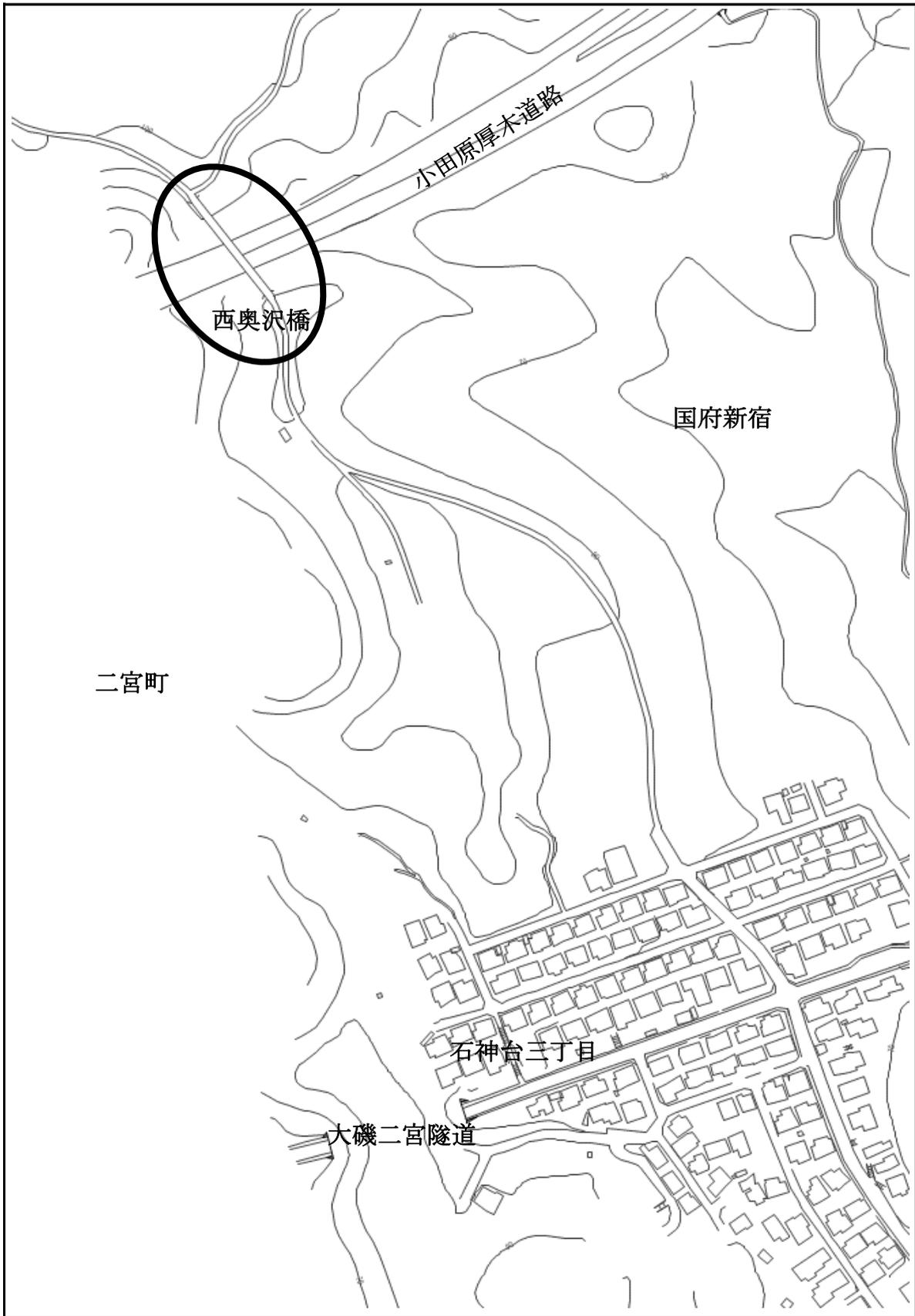
(工事)

- ・変更契約工期：令和3年8月17日～令和4年3月31日
- ・変更契約工期（最終）：令和3年8月17日～令和4年6月30日
- ・完了（予定）日：令和4年6月30日

6. 位置図

別紙

# 位置図



件名	橋りょう長寿命化修繕事業
工事場所	大磯町 国府新宿 地内

令和3年度 大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書 概要説明

1. 事業名

明治記念大磯邸園整備事業

2. 予算科目

(款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費 (目) 2 公園費  
(節) 14 工事請負費 (細節) 1 工事請負費

3. 事業概要

明治記念大磯邸園のうち、旧大隈重信邸・陸奥宗光別邸跡において、明治記念大磯邸園基本計画に基づき、四阿を整備する。

- ・契約工期（当初）：令和4年2月17日～令和4年3月25日
- ・契約業者：株式会社コラム建設

4. 所管課

都市計画課

5. 事業経過・繰越理由

年度内に工事請負契約を締結したが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、必要な木材の手配に不測の日数を要したため、完成することができなかった。そのため、令和4年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越しの手続きを行ったものである。

- ・変更契約工期：令和4年2月17日～令和4年3月31日
- ・変更契約工期（最終）：令和4年2月17日～令和4年6月30日
- ・完了（予定）日：令和4年6月30日

6. 位置図

別紙

# 位置図



件名	明治記念大磯邸園整備事業
工事場所	大磯町 東小磯 地内